破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第７８号
島根県出雲市湖陵町板津71番地
債務者　江角　　敦
1　決定年月日時　平成27年２月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
　　松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第３６号
埼玉県所沢市中新井２丁目275番地の４　鈴木方
債務者　國本　祐生
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１７号
岡山県倉敷市八王寺町134番地１
債務者　永田　藤七
1　決定年月日時　平成27年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
　　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第４５号
長崎県南島原市西有家町須川965番地１
債務者　林　　勝則
1　決定年月日時　平成27年２月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
　　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２６年（フ）第２３９５号
札幌市北区北12条西３丁目１番６―708号
債務者　佐久間悠太
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４５号
札幌市東区北22条東13丁目１―33―301、住民票上の住所札幌市東区東苗穂７条２丁目４番７―104号
債務者　塚越志津子
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５６号
札幌市北区あいの里４条６丁目16番29号
債務者　笹山　和子
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６９号
札幌市東区中沼西３条２丁目７番１―205号
債務者　落合　和弘
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０号
埼玉県志木市中宗岡１丁目４番37―301号
債務者　大塚　洋子
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６９号
埼玉県川口市新井町５番20―205号　ジュネシオン大熊Ｐａｒｔ１
債務者　高橋　政勝
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８０号
さいたま市南区太田窪５丁目18番10―101号
債務者　山本和子こと　崔　　和子
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９１号
埼玉県久喜市青葉１丁目２番３―306号
債務者　高橋　俊子
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９８号
埼玉県朝霞市岡１丁目６番21号　シティハイムＢ棟105
債務者　中島　杏沙
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４４号
埼玉県越谷市赤山町１丁目107番地１　アンビシャスシティ越谷505号、住民票上の住所埼玉県越谷市南町３丁目14番２号　メゾンフォーリスト105
債務者　伊藤美千代（旧姓星野・武石）
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２号
埼玉県所沢市並木８丁目１番地３―1410
債務者　土谷　和子
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第９号
埼玉県深谷市宿根476番地５　エンベーヌＣ棟102号、前住所埼玉県幸手市大字千塚578番地３
債務者　遠藤あきよ
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
　　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１４号
埼玉県行田市谷郷１丁目17番10号
債務者　石川　　博
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
　　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１５号
埼玉県行田市谷郷１丁目17番10号
債務者　石川　通子
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
　　さいたま地方裁判所熊谷支部